

第 10 号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第 27 条関係）

第 4 号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第 3 条関係）

特定建築物工事完了届出書

（宛先）京都府知事	令和 8 年 2 月 20 日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府舞鶴市字北吸 1044 番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 舞鶴市長 鴨田 秋津

第 10 号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第 27 条関係）

工 事 の 種 別		☒ 新築	☐ 増築
工 事 完 了 年 月 日		2026 年	02 月 10 日
特 定 建 築 物 排 出 量 削 減 計 画 書 兼 特定建築物再生可能エネルギー導入計画書 提出年月日		2024 年	04 月 11 日
特 定 建 築 物 の 概 要	名 称	舞鶴市西消防署庁舎	
	所 在 地	京都府舞鶴市字西小字西町 108-3	
	床 面 積 の 合 計 （ 増 築 部 分 の 床 面 積 ）	2,732.60 平方メートル (0 平方メートル)	
府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量	①第 11 条の 2 第 1 号ア該当木材等 4.71 立方メートル ②第 11 条の 2 第 1 号イ該当木材等 立方メートル ③第 11 条の 2 第 2 号該当木材等 立方メートル ④第 11 条の 2 第 3 号該当木材等 立方メートル 府内産木材等の使用量の合計量 4.71 立方メートル (①+②+③+④)	
	使用する用途	天井仕上	
	府内産木材等の使用基準量	1.16 立方メートル	
	当該建築物における木材の使用量の合計量	4.71 立方メートル	
	木材が使用可能な居室の合計面積	686.73 立方メートル	
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施した措置		概 要	
☒ 外壁、屋根又は床の断熱		屋根、外壁断熱材：吹付硬質ウレタンフォーム A 種 1 t=25mm	
☒ 窓の断熱又は日射の遮蔽		Low-E ペアガラスの採用、バルコニー、レガスクリーン設置	
☒ エネルギー消費効率の高い設備の導入		LED 照明、高効率空調機、インバーター式排気ファンの採用	
☒ 環境への負荷が少ない材料の利用		再生クラッシュラン、環境配慮型リサイクル床材の採用	
☒ 節水型設備の設置		節水型器具の採用	
☒ 雨水、雑排水等の利用		訓練用原水槽(雨水貯留)の設置(西側敷地)	
☒ 耐用年数が長い材料及び設備の利用		構造体は官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和 3 年版における分類の I 類とし耐震性を向上	
☒ 建築物の維持管理の容易性に対する配慮		外壁コンクリート面に撥水材を塗布し耐久性・耐候性を向上	
☒ 緑化の実施		地上部において京都府地球温暖化対策条例に基づく建築物等の緑化促進制度で求められる面積以上の緑化を確保	
☐ 電気自動車等の充電設備の導入			
☒ ノンフロン製品又は地球温暖化係数の小さい冷媒を使用した製品の利用		ノンフロン断熱材の採用	
☐ 宅配ボックス等、再配達削減に資する設備の設置			

☐ その他	
------------------------------	--

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 「府内産木材等の使用基準量」欄には、第 22 条第 3 項の規定により算出した数値を記入してください。
- 3 この届出書には、次の書類を添付してください。
- (1) 使用した府内産木材等の種類・量が確認できる証明書等の写し
 - (2) 府内産木材等の使用基準量の算出の根拠となる資料（府内産木材等使用基準量算出シート）
 - (3) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施した措置の内容が分かる資料又は図面

第 4 号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第 3 条関係）

再エネ設備の 導 入	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量
	①太陽光	255,193 メガジュール
	②風力	メガジュール
	③水力	メガジュール
	④地熱	メガジュール
	⑤太陽熱	メガジュール
	⑥バイオマス	メガジュール
	⑦その他（ ）	メガジュール
	再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	255,193 メガジュール
	導入すべき再エネ設備の基準値	81,978 メガジュール
効率的利用 設備の導入	再生可能エネルギーを効率的又は 自立的に利用するための設備の種類	再生可能エネルギーを効率的又は 自立的に利用するための設備の概要
	☐ 蓄電池	
	☐ エネルギーマネジメントシステム	
	☐ その他	

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 「導入すべき再エネ設備の基準値」欄には、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により算出した数値を記入してください。
- 3 この届出書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。
- (1) 導入すべき再エネ設備の基準値の算出根拠
 - (2) 再生可能エネルギーを効率的又は自立的に利用するために導入した設備の内容及びその設置場所
 - (3) 再生可能エネルギーを利用するために導入した設備((1)の設備を除く。)の内容及びその設置場所